

平成 25 年 9 月 19 日（木曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成25年9月19日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道課長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所長兼 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院 事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員会部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長 高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 阿 部 敏 克

主幹兼総務係長 三 浦 勝 美
兼議事調査係長

議事日程 第5号

平成25年9月19日(木曜日)

午後3時45分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 東日本大震災対策特別委員会報告
- 第 4 議案第72号 南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定について
- 第 5 平成24年度決算審査特別委員会報告
- 第 6 認定第 1号 平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 2号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 3号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 4号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 5号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 6号 平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 7号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

- 第13 認定第 8号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 9号 平成24年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第15 認定第10号 平成24年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第16 認定第11号 平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第17 議案第86号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）
- 第18 発議第 6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 第19 発議第 7号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 第20 発議第 8号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 第21 閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

午後3時45分 開議

○議長（後藤清喜君） では、平成24年度の決算審査特別委員会が終了いたしました。大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議数員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番山内孝樹君、7番星喜美男君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長提出議案1件、議員提出議案3件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 東日本大震災対策特別委員会報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、東日本大震災対策特別委員会報告を行います。

東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がされております。

お諮りいたします。本件についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については行いません。

以上で東日本大震災対策特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第4 議案第72号 南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土
地区画整理事業の施行に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第72号南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例制定についてを議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5 平成24年度決算審査特別委員会報告

○議長（後藤清喜君） 日程第5、平成24年度決算審査特別委員会報告を行います。

平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条3項の規定によって省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については各会計ごとに行います。

以上で、平成24年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第6 認定第1号 平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、認定第1号平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第2号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、認定第2号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第3号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、認定第3号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第4号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、認定第4号平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第5号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、認定第5号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第6号 平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、認定第6号平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第7号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、認定第7号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第8号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第13、認定第8号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。全議案終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって時間延長いたします。

日程第14 認定第9号 平成24年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第14、認定第9号平成24年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 認定第10号 平成24年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第15、認定第10号平成24年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16 認定第11号 平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第16、認定第11号平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第11号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17 議案第86号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第17、議案第86号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号平成25年度南三陸町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、平成25年10月17日執行の宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙の経費について補正するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、細部説明をさせていただきます。事項別明細 7 ページ、8 ページ目をお開きいただきたいと思います。

ただいま町長提案理由で申し上げましたとおり、選挙費に新たに 6 目として宮城海区漁業調整委員会委員の補欠選挙費を計上するものでございます。

ご案内のとおり、宮城県内において委員が辞任による欠員が生じまして、補欠選挙を執行する事由が発生いたしました。県選管で日程が決まっておりますので、10月8日告示、10月17日投票という形になります。知事選に前後して執行される内容でございます。

委員は全員で15名おりますけれども、うち9名が公選でございます。その公選の委員に欠員が生じたために、今回選挙を執行するわけでございます。

予算につきましては、選挙の執行経費一切ということで124万4,000円を補正計上するものでございます。なお、歳入に計上いたしてございますけれども、全額県からの委託金で賄われるということで、町費持ち出しはございません。

なお、有権者数でございますけれども、平成24年9月1日現在で宮城県全体では3,239人、当町では636人という形でございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 発議第 6 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化に関する地方の財源確保」
のための意見書の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第18、発議第6号「森林吸収源対策及び地球温暖化に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。6番、山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） ただいま事務局職員をして朗読、説明をしていただいたとおりでございます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第7号 道州制導入に反対する意見書の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第19、発議第7号道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。12番、鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま事務局をして朗読、説明のあったとおりでございますので、よろしくご審議、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第20、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。8番、菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） ただいま事務局をして朗読したとおりでございますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長（後藤清喜君） 日程第21、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは定例会終了に当たりまして、皆様方に一言御礼を申し上げさせていただきますきたいと思います。

9月10日から19日まで10日間にわたりまして開催をされました9月定例議会、我々から提案させていただきました全議案につきましては、議員皆様方の慎重な審議のもとでご認定を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げさせていただきますと思います。

東日本大震災から2年半が経過いたしました。本当に途方に暮れた当初から、どういう形の中でこの南三陸町の復活を遂げようかということで、日夜復旧、復興に取り組んできたわけでございます。その中にありまして議員皆様方にも大変なご協力、ご支援をいただいたこと、この席をお借りし、心から感謝を申し上げさせていただきますというふうに思います。

一步一步前には進んでいる状況ではありますが、しかしながら被災をされた町民の皆さんにとりましてはまだまだという思いが大変強いというふうに思います。そういった被災した町民の皆様方の意をくみながら、これからの復旧、復興にまた当たっていきたい、そういうふうに思っております。

どうか、議員の皆様方にもこれからも南三陸町の復興のためにお力添えを賜りますように、心からお願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶、御礼に変えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） では、私からも一言申し上げたいと思います。

会期を残しまして、本当に慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

震災から2年6カ月、職員の皆様方におかれましては不眠不休で復旧作業に当たっていただきまして、本当にご苦労さまでございます。

また、我々議員もあと任期も1カ月半を残すところになりました。本日議場におられます皆さんがまた議場に戻っていただきまして、今後の復旧、復興にご尽力をお願いしたいと思います。

大変ご苦労さまでした。

これで本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成25年第8回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時20分 閉会